

三鷹市スポーツ施設
使用（団体）者 様

三鷹市スポーツと文化部スポーツ推進課長

スポーツ施設使用時における落雷事故防止に向けた取組について（周知）

落雷については、この間、学校部活動の場などにおいて事故が発生しており、令和 7 年 4 月 1 日にも、部活における活動中の落雷事故が発生しています。

つきましては、三鷹市のスポーツ施設（学校開放で利用される開放時の校庭、テニスコート等を含む。）における落雷事故防止のため、スポーツ施設使用時には、下記のとおり落雷事故防止への意識を持ちながら活動されるよう、お願いいたします。

記

1 スポーツ施設使用時における落雷への備え

(1) 屋外でのスポーツ活動時など

個人使用者及び利用団体の責任者・指導者は、落雷の危険性を認識し、事前に気象情報を確認するとともに、天候の急変などの場合には、ためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講じてください。特に、団体の体制が変わった場合（責任者の交代）等にも、対応に遺漏の無いよう、十分留意してください。

(2) 児童等を構成員とする利用団体

児童等を構成員とする利用団体の代表者は、児童・生徒においても、落雷の危険を感知した際には、ためらうことなく指導者に申し出られるよう、子供の発達段階等を踏まえつつ指導してください。また、スポーツ施設への集合途上の対応についても留意してください。

(3) 落雷の兆候やそれに係る対応等

落雷の兆候やそれに係る対応等としては、以下が考えられます。

ア 厚い黒雲が頭上に上がった際には、雷雲の接近に注意すること。

イ かすかでも雷鳴が聞こえる際には落雷の危険があることを認識すること。

ウ 落雷の危険がある場合には、すぐに安全な場所（鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス等の内部）に避難すること。

エ 気象庁ウェブサイトにおいて、雷注意報等の発表状況や、雷発生の感応性の高い地域が地図上で確認できる「雷ナウキャスト」などの情報が提供されているので、こうした情報を活用すること。

2 雷注意報発令時の対応

落雷事故は、身体に重大な被害が生じるおそれがあることから、三鷹市を含む地域に雷注意報が発令された場合には、スポーツ施設の使用について、次のとおり対応いたします。

【前提】三鷹市を含む地域に雷注意報が発令された場合等であっても、市として一律にスポーツ施設の供用を中止することは原則としてありません。落雷の危険性による使用中止の判断は、使用される個人・団体において行ってください。

(1) 屋外

屋外のスポーツ施設を、雷注意報発令を理由としてキャンセルされる場合で、すでに使用料が支払われている場合には返金いたします。

※使用する時間区分の2分の1以上の時間を使用したときは除きます。

※屋外スポーツ施設（使用料無料のスポーツ施設を含む。）

三鷹市大沢総合グラウンド、三鷹市大沢野川グラウンド、三鷹市井ログラウンド、三鷹市新川テニスコート、三鷹市下連雀ゲートボール場、三鷹市立学校校庭・テニスコート

(2) 屋内

屋内のスポーツ施設の使用については、雷注意報発令を理由としたキャンセルでは返金いたしません。

(3) スポーツ施設での注意掲示

三鷹市を含む地域に雷注意報が発令された場合には、次の施設の窓口等に「雷注意報発令中」との掲示を行います。

【掲示を行う施設】

三鷹市大沢総合グラウンド、三鷹市大沢野川グラウンド、三鷹市井ログラウンド、三鷹市新川テニスコート

(4) 雷検知器の貸出

使用者・団体の皆様において落雷の兆候を感知することに資するため、次の施設で雷検知器の貸出を行います。貸出を希望される方は、管理棟窓口にお声がけください。

【雷検知器の貸出施設】

三鷹市大沢総合グラウンド、三鷹市大沢野川グラウンド、三鷹市井ログラウンド、三鷹市新川テニスコート

<お問合せ先>

三鷹市スポーツと文化部スポーツ推進課

電話：0422-29-9863

E-mail:supotsu@city.mitaka.lg.jp